



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行: ウィステリア社労士事務所

〒552-0007 大阪市港区弁天1-2-1 大阪ベイタワー14F

<https://www.wisteria-sr.com>施行済みの
改正

令和7年6月から職場における熱中症対策を強化

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第57号）」により、労働安全衛生規則612条の2が新設され、令和7年6月1日から施行されました。これは、職場における熱中症対策を強化するものです。厚生労働省のリーフレットで、その概要を確認しておきましょう。

職場における熱中症対策を強化 厚労省のリーフレット（抜粋）

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1** 「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡回やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

- 2** 热中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業者への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

★夏場に屋外で作業を行う場合は、ほぼ、対象となることが想像できます。上記のリーフレットのほか、もう少し詳しい内容を説明したパンフレットも公表されていますので、確認しておきたいところです。お声掛けいただければ、ご用意いたします。なお、改正により新設された労働安全衛生規則612条の2は、労働安全衛生法22条に基づくものであり、

個々の事業者に対し、措置義務が課されます。この労働安全衛生法22条には、罰則が設けられており、同条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされています（同法119条1号）。

決定済み
施行待ちの改正

「令和7年度税制改正(基礎控除の見直し等関係)Q&A(令和7年5月)」を公表

これまでにもお伝えしてきましたが、令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。この改正について、国税庁から、「令和7年度税制改正(基礎控除の見直し等関係) Q&A (令和7年5月30日)」が公表されました。ここでは、そのQ&Aの一つを紹介します。

令和7年度税制改正(基礎控除の見直し等関係) Q&A (令和7年5月30日) / Q&A 4-1

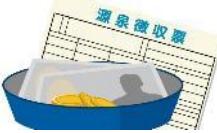
- Q 令和7年12月に行う年末調整での税額計算において注意する点を教えてください。
 A 注意する点は以下のとおりです。

- ① 「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。
 令和7年12月に年末調整の計算をする際には、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。
 (注) 改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」は、国税庁ホームページに令和7年8月末頃に掲載する「令和7年分年末調整のしかた」に掲載予定です。
- ② 基礎控除額が改正されましたので、従業員から提出を受けた基礎控除申告書を基に、基礎控除額を控除してください。



(次ページへ続く)

- ③ 特定親族特別控除が創設されたので、従業員から提出を受けた特定親族特別控除申告書を基に、特定親族特別控除額を控除してください。
- ④ 本年分の毎月の徴収税額の合計額が年調年税額よりも多いときには、その差額（過納額）は、その過納となった人に還付します。



過納額が生じた場合には、その過納額を年末調整を行った月分（通常は本年 12 月分。納期の特例の承認を受けている場合は、本年 7 月から 12 月までの分）として納付する源泉徴収税額から差し引き、過納となった人に還付しますが、年末調整を行った月分の徴収税額のみで還付しきれないときは、その後に納付する源泉徴収税額から差し引き順次還付します。（以下、省略）

★このQ & Aにより、令和7年度税制改正による年末調整の変更点などについて、国税庁の現時点における見解を知ることができますので、早めに確認しておくようにしましょう。

**重要改正
要チェック！**

被用者保険の適用拡大、在職老齢年金の見直しなどを盛り込んだ年金制度改正法が成立しました

令和7年6月13日、年金制度改正法（正式名称は「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」）が可決・成立しました。その全体像を確認しておきましょう。

令和7年通常国会に提出された年金制度改正法の全体像

<主な改正項目>

I 公的年金制度の見直し

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| 1 被用者保険の適用拡大等 | 4 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的な引上げ |
| 2 在職老齢年金制度の見直し | 5 将来の基礎年金の給付水準の底上げ←衆議院で、附則に追加 |
| 3 遺族年金の見直し | |

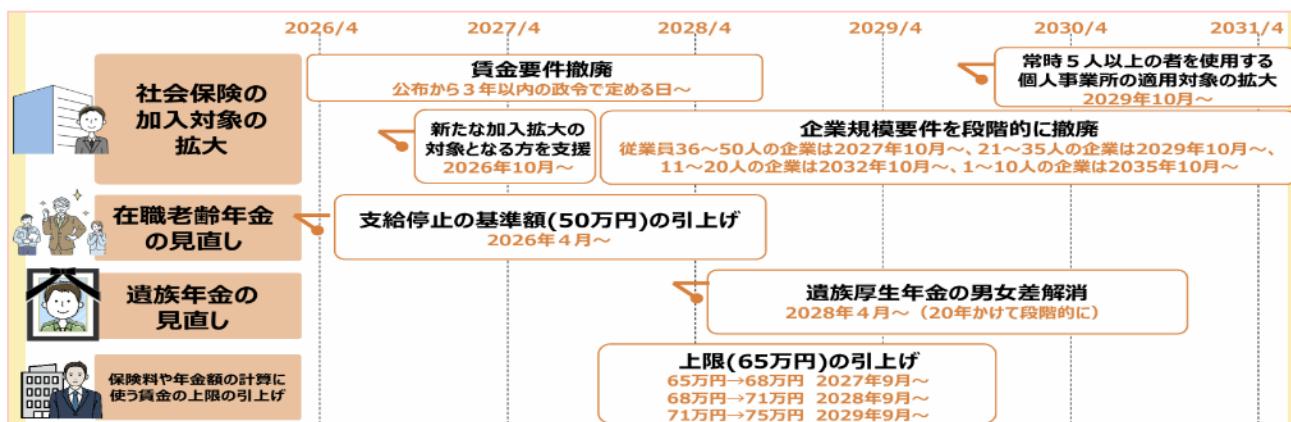
II 私的年金制度の見直し

- 1 個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限の引き上げ
- 2 企業年金の運用の見える化

III その他

子に係る加算額の引上げなど

<主な改正規定の施行期日（厚労省のHPより）>



★年金の受給権者・被保険者はもちろん、適用事業所（企業）にも影響を及ぼす改正規定が含まれており、非常に重要な改正となっています。今後の動向に注目です。動きがありましたら、改めてお伝えします。



7/10

- 6月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 紳期特例の適用を受けている源泉所得税（1～6月分）の納付期限
- 健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届の提出期限
- 労働保険の年度更新手続きの締切日

7/31

- 6月分健康保険料・厚生年金保険料の納付期限
- 5月決算法人の確定申告と納税・11月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 労働者死傷病（休業4日未満）報告（4～6月分）の提出期限

◆あとがき◆